

提 案 理 由

承認第2号 専決第2号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和7年度養父市一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
理 由	本件は、今冬の積雪に伴う除排雪作業量の増により予算に不足が生じる見込みのため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、「令和7年度養父市一般会計補正予算（第10号）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。
議案第3号	令和8年度養父市一般会計予算
議案第4号	令和8年度養父市国民健康保険特別会計予算
議案第5号	令和8年度養父市後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号	令和8年度養父市介護保険特別会計予算
議案第7号	令和8年度養父市水道事業会計予算
議案第8号	令和8年度養父市下水道事業会計予算
理 由	上記6件は、令和8年度の予算を定めるため、議会の議決を求めるものである。
議案第9号	養父市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	現在、こども園運営については、公立園にあつては「教育委員会事務局教育部」が、私立園にあつては「こども・夢・えがお部」が所管しており、分かれて対応していたことから、一体的な支援体制の構築に向け、令和8年度からこども園に係る事務等をこども・夢・えがお部に一元化することとしている。 これにより、保育所、認定こども園職員を教育委員会部局から市長部局に移管する必要があることから、各定数について所要の改正を行うものである。 なお、施行日は、令和8年4月1日からである。 【改正内容】 ○市長部局 205人→250人（+45人）

議案第10号	<p>○教育委員会部局 70人→ 25人 (△45人)</p> <p>養父市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>農業委員会の委員は、令和4年2月に発出された「農業委員会による最適化活動の推進等について」(農林水産省経営局長通知)等により、農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、公表等、活動の見える化が義務付けられた。</p> <p>このことにより、農業委員会の委員の活動が前回令和4年度の改正以降大幅に増加したことにより、農業委員会の委員の年額報酬を増額するものである。</p> <p>なお、施行日は、令和8年4月1日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>○会長 355,000円→390,000円</p> <p>○会長職務代理者 298,000円→330,000円</p> <p>○農業委員 268,000円→300,000円</p> <p>○農地利用最適化推進委員 220,000円→252,000円</p>
議案第11号	<p>養父市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、人口減少や社会情勢の変化に伴う消防団員のなり手不足により、消防団員数が減少している状況に対し、消防団組織検討委員会からの答申(実員と条例定数の乖離の解消、基本消防団員と機能別消防団員の明記)を受け、団員定数の見直しを行うため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和8年4月1日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>○団員定数 1,360人→1,200人(基本消防団員1,060人、機能別消防団員140人)</p>
議案第12号	<p>養父市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年2月に公布され、令和8年4月1日から施行される予定であることに伴い、非常勤消防団員等の補償基礎額を引き上げるなど、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和8年4月1日からである。</p> <p>【改正内容】</p> <p>○非常勤消防団員の補償基礎額の引き上げ</p>

	<p>団長及び副団長：14,500円→15,000円（勤続年数20年以上） 分団長及び副分団長：12,900円→13,340円（勤続年数20年以上） ○消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額及び最高額の引き上げ 最低額9,700円→10,000円、最高額14,500円→15,000円 ○扶養に係る補償基礎額の加算額の改正 配偶者の加算廃止、子 383円→433円</p>
議案第13号	<p>養父市立養父歯科診療所設置及び管理条例を廃止する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、歯科医師の退職に伴い、令和7年度末で当該歯科診療所を閉所するため、条例を廃止するものである。 なお、施行日は、令和8年4月1日からである。</p>
議案第14号	<p>養父市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、養父市立養父歯科診療所の廃止に伴い、養父歯科診療所特別会計の規定を削る必要があることから、所要の改正を行うものである。 なお、施行日は、令和8年4月1日からである。</p>
議案第15号	<p>養父市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、全国的な山林火災の発生増加を踏まえ、南但広域行政事務組合火災予防条例（平成25年南但広域行政事務組合条例第24号）が改正されたことに伴い、養父市火入れに関する条例（平成16年養父市条例第201号）について所要の改正を行うものである。 なお、施行日は、公布の日からである。 【改正内容】 ○「林野火災に関する注意報」の規定の追加 ○消防法における名称に合わせるため「火災警報」を「火災に関する警報」に改めるなどの文言修正</p>
議案第16号	<p>養父市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
理由	<p>本件は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が令和6年6月26日に公布され、引用する条文が繰り下げられたことにより、所要の改正を行うものである。 なお、施行日は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の日からである。</p>

議案第17号	養父市立学校施設等使用条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>本件は、今年度に八鹿青溪中学校、養父中学校の体育館に空調設備を整備したことに伴い、当該体育館で空調設備を使用する者に対し、電気代相当分の使用料を徴収しようとするものである。</p> <p>施行日は、公布の日からとし、令和10年3月31日限り、効力を失うものとする。</p> <p>【改正内容】 ○空調設備の利用方法や利用額について規則で定める</p>
議案第18号	養父市過疎地域持続的発展計画の変更について
理由	<p>本件は、令和3年10月に策定した養父市過疎地域持続的発展計画が令和7年度末で終期を迎えることに伴い、過疎地域を対象とした国の財政支援等を継続して受けるために計画期間の変更が必要となることから、養父市過疎地域持続的発展計画を変更し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議決を求めるものである。</p>
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
理由	<p>本件は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。</p> <p>【任期】 令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間</p>